

<<補助金交付までの流れ>>

添付1

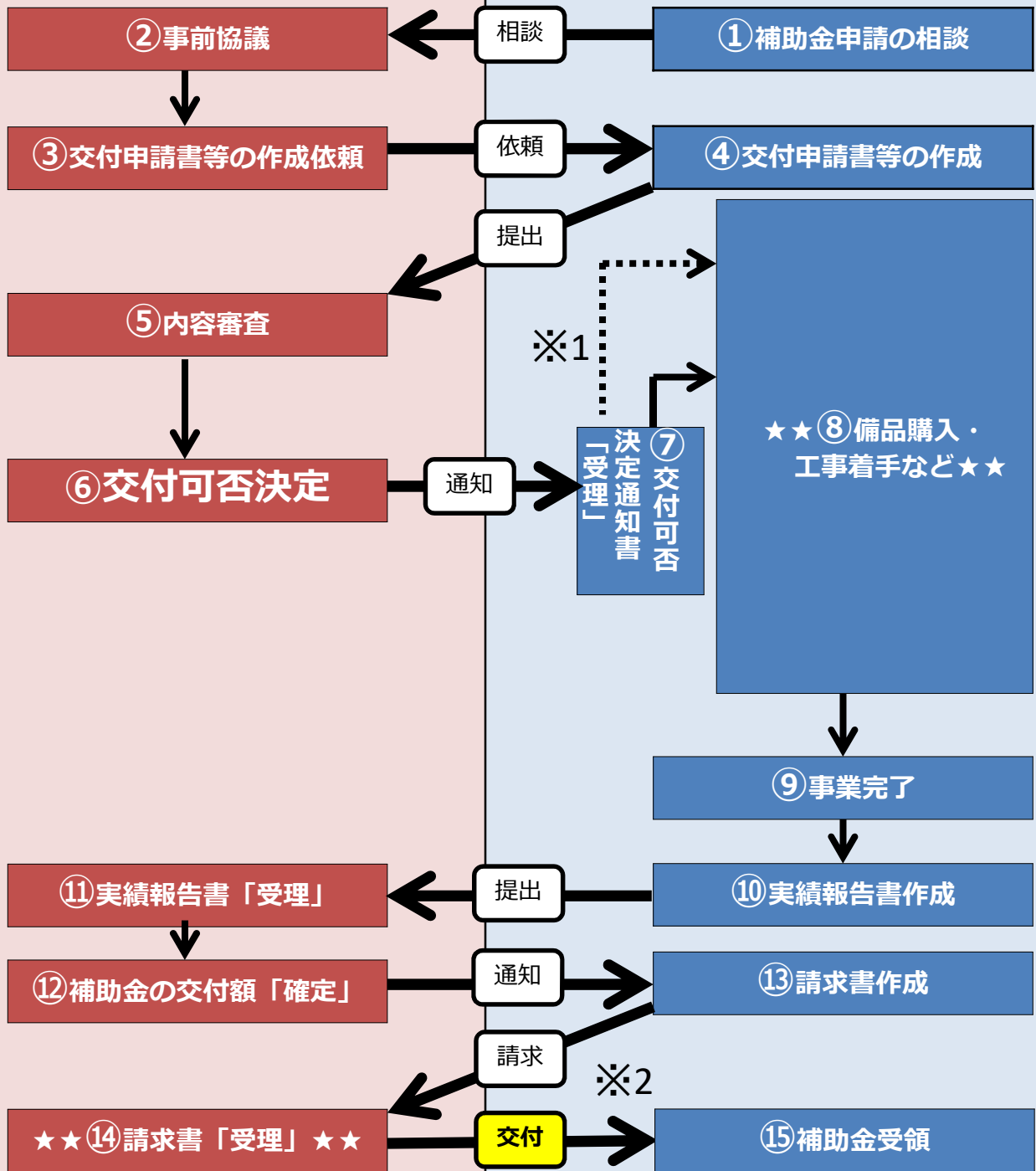
<尼崎市>



<補助申請者>



補助金の申請にあたっては、本市からグループホーム又は短期入所事業所の指定を受けている、もしくは指定の見込みがあることが前提となります。
※事業所指定については、法人指導課までご相談ください。



※1 交付決定前に備品購入や工事着手等を行うことは差し支えありませんが、当補助金は今年度の予算額が限度となるため、交付申請する事業者が多数の場合、補助金の交付額が減額又は不交付となる可能性もあります。
※2 補助金の交付は、事業完了後に補助事業者が提出した実績報告書に基づき補助金交付額が確定し、さらに補助事業者から請求書の提出があった後となります。